注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［新設］

注２　［略］

注１　［同左］

注３　［略］

注２　［同左］

注４　［略］

注３　［同左］

［第２　略］

［第２　同左］

別表第二十一号の二（第91条の２関係）

［新設］

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
法人番号
（注　１）

放送法第116条の２の規定により、　年　月　日から　年　月　日までの外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかつた外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更（注２）	変更年月日	変更前	変更後
		％	％
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更（注３）	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況（注４）			

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２　記載の事業年度に係る法第97条第２項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第３位を四捨五入とし小数点第２位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20％未満である場合において、小数点第３位を四捨五入して20.00％となるときは四捨五入せず、割合が20％未満であることがわかる小